## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第３２９号**
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地７　江南団地72棟302号
債務者　本田　みさ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第３７１号**
函館市美原５丁目43番１号
債務者　大森　　尚
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第３７３号**
函館市北美原３丁目８番15号
債務者　板垣　紀央
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第３９号**
岩手県九戸郡軽米町大字軽米第13地割110番地16
債務者　君成田弘子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２３年（フ）第３８号**
宮城県登米市中田町宝江新井田字囃喉待井101番地１
債務者　中村けい子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

**平成２３年（フ）第１４５号**
岐阜県揖斐郡揖斐川町和田386番地　緑ヶ丘町営住宅２―202号室
債務者　小寺八重子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第４０９号**
愛知県高浜市神明町１丁目７番地14　ハイツマルマン305
債務者　岩下商店こと　岩下　悦郎
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２０４５号**
神奈川県大和市林間１丁目18番26号
債務者　高橋ミサエ
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２２００号**
横浜市旭区川島町2061番地２　サニーサイドテラス105
債務者　谷川　光正
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２２２１号**
横浜市保土ケ谷区川島町738番地　ホリハイツ103号
債務者　福井　康裕
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２２４３号**
横浜市青葉区青葉台１丁目５番地４　801
債務者　玉井　眞人
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２３２９号**
横浜市青葉区新石川４丁目33番地12　山中マンション301
債務者　竹内　秀一
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２３３７号**
横浜市金沢区野島町７番13号
債務者　臼井　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２３３８号**
横浜市金沢区野島町７番13号
債務者　臼井恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２４１１号**
横浜市青葉区黒須田33番地７　あざみ野ウエストフレア403
債務者　小林　恭代
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続終結

**平成２１年（フ）第２０５号**
群馬県前橋市三俣町１丁目31番地の６
破産者　長壁工業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産係